明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（五五）　四
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（五六）　七
○良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（五七）　一〇
〔告　示〕
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（内閣府九一）　一五
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二二四）　三〇
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同二二五）
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二二六）
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同二二七）　三三
○八尾空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通六〇一）　三五
〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験免除者公告（国税審議会）　三六
公聴会
八尾空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
企業年金基金変更、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五五号）（厚生労働省）

1　集中実施期間の延長

戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を五年間延長し、令和一一年度までとすることとした。（本則関係）

2　施行期日等

(一)　検討規定

この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（法律第五六号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法の一部改正関係

1　本邦からの退去を強制された者等の上陸拒否事由及び上陸拒否期間に関する規定を整備することとした。（第五条第一項第九号及び第五二条第五項関係）

2　在留カードの交付の日に一六歳に満たない者の在留カードの有効期間及びその更新に関する規定を整備することとした。（第一九条の五第一項第二号及び第四号並びに第一九条の一一第一項関係）

3　出国命令対象者に該当することの要件に関する規定を整備することとした。（第二四条の三第一号関係）

4　記録命令付差押え等、違反調査における証拠収集手続に関する規定を整備することとした。（第三〇条の二、第三一条第一項及び第三一条の二～第三八条関係）

5　退去強制令書の発付前の収容に代わる監理措置に関する規定の整備

(一)　主任審査官は、容疑者が逃亡するおそれの程度や収容により容疑者が受ける不利益の程度等を考慮し、容疑者を収容しないで、又は放免して退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置(二)の監理人による監理に付する措置をいう。以下この5において同じ。）に付する旨の決定をすることとし、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限等の条件を付することとした。（第四四条の二関係）

(二)　監理人は、自己が監理する被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この5において同じ。）の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督等を行うこととした。（第四四条の三関係）

(三)　主任審査官は、被監理者の生計を維持するために必要であって、相当と認めるときは、その生計の維持に必要な範囲内で、監理人による監理の下に、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができることとした。（第四四条の五第一項関係）

(四)　監理措置決定の取消し、被監理者による届出、違反事件の引継ぎ、監理措置決定の失効及び事実の調査に関する規定を整備することとした。（第四四条の四及び第四四条の六～第四四条の九関係）

6　在留特別許可に関する規定の整備

(一)　法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であっても、当該外国人からの申請により又は職権で、当該外国人の在留を特別に許可することができることとした。（第五〇条第一項関係）

(二)　法務大臣が、在留特別許可をするかどうかの判断に当たっては、当該外国人について、在留を希望する理由や家族関係等の事情を考慮することとした。（第五〇条第五項関係）